

委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務の名称

特定保健指導実施率向上事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

3 委託業務の目的

宮城県では、市町村国保における特定保健指導実施率は19.5%（令和2年度）で全国38位と下位であり、その改善が喫緊の課題となっている。

そのため、モデル市町村における特定保健指導未利用に関する要因について分析し、未利用者勧奨を行うことで特定保健指導実施率向上を図るもの。本事業から判明した未利用の要因や効果的な利用勧奨の手法については、今後、他市町村への助言指導資料として活用し、県全体の実施率の向上を図る。

なお、令和4年度モデル市町村は、柴田町・松島町・南三陸町の3町である。

4 特定保健指導実施率向上事業に係る県事業説明

特定健診・特定保健指導受診率等向上事業

市町村国保の担当者等を対象に、特定健診・保健指導の受診率等の向上を目的に受診率向上等の効果的手法を普及するとともに、市町村個別に受診率等向上に関する事業評価・助言を行う。

本県は、受診率は上位であるが、保健指導実施率は常に下位となっていることから、受診率及び実施率について、それぞれ市町村国保で定めた令和5年度までの長期的目標値である60%以上を達成できるよう市町村を支援するもの。

5 業務内容

下記（1）から（4）までの業務について、6の留意事項を踏まえ、4の長期的目標値の達成を見据えて実施し報告すること。実施に当たっては、今年度達成を目指す数値目標を設定すること。報告においては、下記（1）から（4）までの業務について令和5年3月10日までに報告書としてまとめること。なお、報告書の内容については、今後他の市町村が活用する際に参考となるよう取組内容やその効果を章立てでまとめ、図等を用いた分かりやすい構成とすること。

（1）保健指導対象者が保健指導につながらない要因の分析

特定保健指導未利用者へのアンケートを実施すること。また、保健指導実施体制の比較等を行うこと。

（2）健診・レセプトデータを活用した市町村国保に加入する保健指導対象者の分析

過去の健診結果や通院歴等から発症予測に基づくハイリスク者を抽出し、ハイリスク者の特徴を分析すること。

（3）分析結果に基づく効果的な利用勧奨の実施

（2）に基づいて、今年度の特定保健指導未利用者個々のリスクを見える化すること。また、ナッジ理論等を活用した利用勧奨通知を行うこと。健診結果に基づくリスクについて、ICTを活用した情報提供を実施すること。

（4）効果検証及び他の市町村事業に活用できる取組のまとめ・県内市町村への展開

対象となった市町村の特定保健指導実施状況を取りまとめ、介入前後の比較や介入後の効果等について検証すること。介入した市町村としなかった市町村との比較等を行い、今後介入しなかった市町村に波及できる取組を展開できるよう、任意の方法により効果検証を行うと共に

今後の取組について提案すること。

6 留意事項

- (1) 業務内容は、企画提案競技での企画書を基本とするが、発注者との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。
- (3) 受注者は、発注者が必要と認めた場合には委託業務の進捗状況について報告するものとする。また、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書等を発注者に提出するものとする。
- (4) 新型コロナウイルスの影響により業務を中止せざるを得ない場合、発注者は受注者と協議のうえ、それまでの業務に要した費用を支払うこと。
- (5) 業務遂行上必要とする機材などについては、原則として受注者所有の機器を使用することとし、これによりがたい場合は、原則としてリースによる対応とすること。
- (6) 受注者は、会計帳簿を他の経理と区分けして整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (7) 受注者が、この契約の委託期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (8) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、宮城県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、又は受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (9) 受注者は、この契約の履行に当たり排除要綱第2条第1項第5号に規定する暴力団員又は排除要綱第2条第1項第6号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を 行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整等の措置を講じる。

宮城県入札契約暴力団等排除要綱

別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

7 納入物

以下の成果物を宮城県健康推進課に納入すること。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 制作物一式 | 1部 |
| (2) 事業の報告書 | 2部 |
| (3) 成果品データを収めた記録メディア（CD-R等） | 1部 |

8 納入期限

令和5年3月10日

9 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、発注者と受注者による打合せを定期的に行うものとする。

10 契約の条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 環境負荷への配慮

受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙2「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

11 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(善管注意義務)

第2 受注者は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第4 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第7 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に貸与又は提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第10 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第11 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちにかつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第12 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第13 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第14 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第16 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

環境負荷の軽減について

- 1 報告書の作成
 - (1) 非塗工紙使用の場合
内容は可能な限りコンパクト化し、再生紙を使用し、両面印刷とすること。
 - (2) 塗工紙使用の場合
内容は可能な限りコンパクト化し、再生紙を使用し、両面印刷とすること。
- 2 自動車を使用する場合
適切な大きさ・燃料の車両を使用し、効率的な運行計画（経路等）を策定すること。駐車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- 3 廃棄物・廃液等が発生する場合
廃棄物の発生抑制に努め、廃液等は適正に処理すること。